平成２５年（フ）第１８号
福井県三方郡美浜町佐柿第45号13番地の２
債務者　川口　千鶴
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県揖保郡太子町上太田964番地２
債務者　八幡　真誠
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１６号
兵庫県たつの市神岡町横内260番地35
債務者　坂上　　巧
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県たつの市神岡町横内260番地35
債務者　坂上奈々江
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４３号
福島県田村郡小野町大字皮籠石字鶴庭217番地
債務者　秋田さやか
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８号
兵庫県洲本市由良３丁目10番21号
債務者　浜浦はるみ
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
広島県福山市曙町１丁目14番１号、旧住所広島県福山市曙町３丁目26番１－９号
債務者　高橋　和宏
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８８号
広島県福山市引野町１丁目18番12―211号　オービスビル２
債務者　小山田幸雄
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４２号
佐賀県唐津市西浜町１番16号、申立時の住所佐賀県唐津市町田２丁目３番22号
債務者　石橋　未佳
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２８５号
神戸市垂水区東舞子町５番15―505号
債務者　石井　輝代
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９２号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―410号
債務者　正木　道宏
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０５号
神戸市北区南五葉２丁目４番22―504号
債務者　西　　容尚
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７１号
広島県福山市引野町５丁目３番20―502号、旧住所広島県福山市春日町３丁目16番８―301号　藤井マンション
債務者　藤岡まゆみ
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７８号
広島県福山市木之庄町２丁目５－３、旧住所広島県福山市本庄町中３丁目24番11号　増田ハウス101
債務者　菅田　　等
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８５号
広島県福山市新市町大字宮内466番地１
債務者　濱本ゆう子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第６号
沖縄県名護市城２丁目11番９号
債務者　大城　英樹
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１２号
沖縄県国頭郡恩納村字仲泊1379番地22　１Ｆ
債務者　吉澤貴代美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
那覇地方裁判所名護支部